

バス運転者における 労働時間の上限規制説明会

令和5年7月19日
岩見沢労働基準監督署

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

次 第

- 1 開会挨拶 岩見沢労働基準監督署長 新田 直 幸
- 2 説 明 第一方面主任監督官 石村 麻由子
 - 働き方改革に伴う労働時間の上限規制の適用について
 - 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）の改正について

～ 改正の背景と改正内容～

バス運転者の状況

バス運転者は、全産業平均と比べ、**年齢が高い**傾向にある。
 バス運転者は、全産業平均と比べ、**実労働時間数が長い**傾向にある。
 バス運転者は、全産業平均と比べ、**所定内給与額が低い**傾向にある。

(「令和2年賃金構造基本統計調査」(厚生労働省)を加工して作成)

		年齢	勤続年数	実労働時間数	所定内給与額 (月額) (千円単位切り捨て) (賞与等含まず)
全産業平均		43.2歳	11.9年	175時間	30万円
トラック	大型	49.4歳	11.8年	211時間	27万円
	中小型	46.4歳	10.0年	207時間	26万円
タクシー		59.5歳	10.2年	187時間	20万円
バス		51.8歳	12.3年	182時間	24万円

10人以上の常用労働者を雇用する民間事業所

3

過労死等の労災補償状況(令和2年度)

「道路貨物運送業」においては、令和2年度の脳・心臓疾患の労災請求件数(118件)、支給決定件数(55件)ともに、最も多くなっている。

「道路旅客運送業」においては、令和2年度の脳・心臓疾患の労災請求件数が20件となっている。(支給決定件数は2件)

(厚生労働省公表資料「令和2年度過労死等の労災補償状況」を加工して作成)

	業種(大分類)	業種(中分類)	請求件数
1	運輸業、郵便業	道路貨物運送業	118 (4)
			36 (1)
2	サービス業(他に分類されないもの)	その他の事業サービス業	61 (9)
			9 (1)
3	建設業	総合工事業	44 (0)
			13 (0)
4	医療、福祉	社会保障・社会福祉・介護事業	40 (23)
			6 (2)
5	建設業	個別工事業(設備工事業を除く)	38 (0)
			8 (0)
6	医療、福祉	医療業	27 (10)
			7 (2)
7	建設業	設備工事業	26 (0)
			9 (0)
8	宿泊業、飲食サービス業	飲食店	21 (3)
			6 (0)
9	運輸業、郵便業	道路旅客運送業	20 (2)
			6 (1)
9	卸売業、小売業	その他の小売業	20 (3)
			6 (1)
11	製造業	食料品製造業	18 (5)
			5 (1)
11	卸売業、小売業	各種商品小売業	18 (6)
			4 (1)
13	製造業	輸送用機械器具製造業	17 (0)
			8 (0)
13	情報通信業	情報サービス業	17 (2)
			7 (0)
15	卸売業、小売業	飲食料品小売業	15 (4)
			4 (0)

	業種(大分類)	業種(中分類)	支給決定件数
1	運輸業、郵便業	道路貨物運送業	55 (1)
			16 (1)
2	卸売業、小売業	飲食料品小売業	6 (0)
			6 (0)
3	建設業	総合工事業	12 (0)
			6 (0)
4	建設業	設備工事業	11 (0)
			3 (0)
5	宿泊業、飲食サービス業	飲食店	8 (1)
			2 (0)
6	サービス業(他に分類されないもの)	その他の事業サービス業	7 (0)
			0 (0)
7	製造業	食料品製造業	6 (1)
			3 (0)
7	宿泊業、飲食サービス業	宿泊業	6 (1)
			0 (0)
7	医療、福祉	社会保障・社会福祉・介護事業	6 (5)
			1 (1)
10	卸売業、小売業	各種商品小売業	5 (0)
			1 (0)
10	卸売業、小売業	機械器具小売業	5 (0)
			1 (0)
12	建設業	個別工事業(設備工事業を除く)	4 (0)
			2 (0)
12	製造業	電気機械器具製造業	4 (0)
			3 (0)
12	卸売業、小売業	飲食料品卸売業	4 (0)
			1 (0)
15	漁業	漁業(水産養殖業を除く)	3 (0)
			1 (0)
15	製造業	生産用機械器具製造業	3 (0)
			2 (0)
15	卸売業、小売業	その他の小売業	3 (0)
			0 (0)
15	サービス業(他に分類されないもの)	政治・経済・文化団体	3 (1)
			1 (0)

注 1 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。 2 ()内は女性の件数で、内数である。 3 <>内は死亡の件数で、内数である。

4

脳・心臓疾患の労災認定基準

脳・心臓疾患の労災認定基準においては、「発症前1か月に概ね100時間または発症前2か月間～6か月間に、1か月あたり80時間を超える時間外労働が認められる場合」、業務と発症との関連性が強いと評価される。

1 長期間の過重業務の評価にあたり、労働時間と労働時間以外の負荷要因を総合評価して労災認定することを明確化しました

【改正前】
発症前1か月に概ね100時間または発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり80時間を超える時間外労働が認められる場合について業務と発症との関係が強いと評価できることを示していました。

【改正後】（令和3年9月14日改正）
上記の時間に至らなかった場合も、これに近い時間外労働を行った場合には、「労働時間以外の負荷要因」の状況も十分に考慮し、業務と発症との関係が強いと評価できることを明確にしました。

業務と発症との関連が強いと評価

労働時間	発症前1か月に100時間 または 2～6か月間平均で月80時間を超える時間外労働の水準には至らないがこれに近い時間外労働
+	
一定の労働時間以外の負荷要因	

2 長期間の過重業務、短期間の過重業務の労働時間以外の負荷要因を見直しました

労働時間以外の負荷要因の見直しを行い、赤字の項目を新たに追加しました（令和3年9月14日改正）。

労働時間以外の負荷要因	勤務時間の不規則性	拘束時間の長い勤務 休日のない連続勤務 勤務間インターバルが短い勤務 「勤務間インターバル」とは、終業から次の勤務の始業までをいいます 不規則な勤務・交替制勤務・深夜勤務
	事業場外における移動を伴う業務	出張の多い業務 その他事業場外における移動を伴う業務
	心理的負荷を伴う業務	改正前の「精神的緊張を伴う業務」の内容を拡充しました
	身体的負荷を伴う業務	
	作業環境	温度環境 騒音
	作業環境	長期間の過重業務では付加的に評価

脳・心臓疾患の労災認定基準における労働時間の評価

労働者の1日の生活時間と睡眠時間、労働時間との関係

（「脳・心臓疾患の労災認定の基準に関する専門検討会報告書（令和3年7月）」（厚生労働省）より抜粋）

日本の有業者の平均的な生活時間を調査した平成28年の社会生活基本調査（図4-5）によると、15歳以上の有業者の平日の睡眠時間は7.2時間、仕事時間は8.1時間、食事、身の回りの用事、通勤等の生活に必要な時間（食事等の時間）は5.3時間となっている。

これを前提とすると、現時点においても、1日6時間程度の睡眠が確保できない状態は、1日の労働時間8時間を超え、4時間程度の時間外労働を行った場合に相当し、これが1か月継続した状態は、おおむね80時間（1）を超える時間外労働が想定される。

また、1日5時間程度の睡眠が確保できない状態は、1日の労働時間8時間を超え、5時間程度の時間外労働を行った場合に相当し、これが1か月継続した状態は、おおむね100時間（2）を超える時間外労働が想定される。

- （1）24時間から、生活を営む上で必要な睡眠（6時間）・食事等・仕事（法定労働時間8時間及び法定休憩時間1時間）を引いた時間数に1か月の平均勤務日数21.7日に乗じた概数。
- （2）前記の睡眠を5時間として同様に算出した概数。

<平成28年社会生活基本調査>
(男女、15歳以上、有業者(主に仕事)、平日)

睡眠 7.2	食事等 5.3	仕事 8.1	余暇 3.4
--------	---------	--------	--------

- (注) 1 食事等は、食事、身の回りの用事、通勤等の時間である。
- 2 余暇は、趣味・娯楽、休養・くつろぎ等の時間である。

図4-5 労働者の1日の生活時間

勤務間インターバルの短い勤務について

脳・心臓疾患の労災認定基準において、**長期間（発症前おおむね6か月間）の過重業務の判断にあたっては、睡眠時間確保の観点から、勤務間インターバルがおおむね11時間未満の勤務の有無、時間数、頻度、連続性等について検討し、評価することとされている。**

（「血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準について」（令和3年9月14日基発0914第1号厚生労働省労働基準局長通達）より抜粋）

勤務間インターバルが短い勤務

勤務間インターバルとは、終業から始業までの時間をいう。

勤務間インターバルが短い勤務については、その程度（時間数、頻度、連続性等）や業務内容等の観点から検討し、評価すること。

なお、長期間の過重業務の判断にあたっては、睡眠時間の確保の観点から、勤務間インターバルがおおむね**11時間未満**の勤務の有無、時間数、頻度、連続性等について検討し、評価すること。

7

時間外労働の上限規制

残業時間の上限を法律で規制することは、70年前(1947年)に制定された「労働基準法」において、初めての大改革となります。

(現在)

法律上は、残業時間の上限がありませんでした(大臣告示)。



(2024年4月以降)

法律で残業時間の上限を定め、これを超える残業はできなくなります。

残業時間の上限は、**原則として月45時間・年360時間**とし、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。(月45時間は、1日当たり2時間程度の残業に相当します。)

時間外労働の限度時間

	1か月	1年
原則	45時間	360時間
上限	—	960時間

8

適用猶予業種における時間外労働の上限規制

自動車運転者については、令和6年4月以降、年960時間の上限規制の適用を受ける。

一方、一般労働者に適用される、45時間超えの上限回数（6か月まで）、単月上限（100時間未満）、複数月平均上限（80時間以内）については適用がない。

ただし、この場合であっても、改善基準告示に定める拘束時間を遵守する必要がある。

【現在】

	一般労働者	自動車運転の業務	建設事業	医師	鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業	新技術・新商品等の研究開発業務
月						
限度時間（原則）	45	-	-	-	45	-
45時間超は6月まで	適用あり	-	-	-	適用あり	-
単月上限	100	-	-	-	-	-
複数月平均上限 ^(*)	80	-	-	-	-	-
年						
限度時間（原則）	360	-	-	-	360	-
上限	720	-	-	-	720	-

休日労働も含む。

注1： 災害の復旧・復興の事業は、単月上限100時間・複数月平均上限80時間の規制は適用されない。

注2： 時間外・休日労働が月100時間以上となるが見込まれる者は、36協定に面接指導を行うこと等を定めることが必要。

注3： 医薬に従事する一般の医師にかかる基準（A水準）。休日労働を含む。

注4： B水準、連携B水準、C水準の指定を受けた医療機関で指定に係る業務に従事する医師にかかる基準。休日労働を含む。

面接指導、労働時間が特に長時間である場合の労働時間短縮措置、勤務間インターバルの確保等を36協定に定めることが必要。

【令和6年4月～】

	一般労働者	自動車運転の業務	建設事業	医師	鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業	新技術・新商品等の研究開発業務
月						
限度時間（原則）	45	45	45	45	45	-
45時間超は6月まで	適用あり	-	適用あり	-	適用あり	-
単月上限	100	-	100 ^(B1)	100 ^(B2)	100	-
複数月平均上限 ^(*)	80	-	80 ^(B1)	-	80	-
年						
限度時間（原則）	360	360	360	360	360	-
上限	720	960	720	960 ^(A) 1,860 ^(B) (1,168.4)	720	-

9

時間外労働の上限規制について

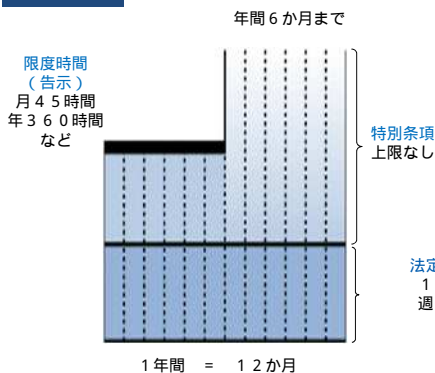
時間外労働の上限規制は、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度

自動車運転の業務、建設事業、医師等は適用猶予・除外業務（事業）とされ、改正法施行後5年間（令和6年3月まで）は上記一般則の適用はない。

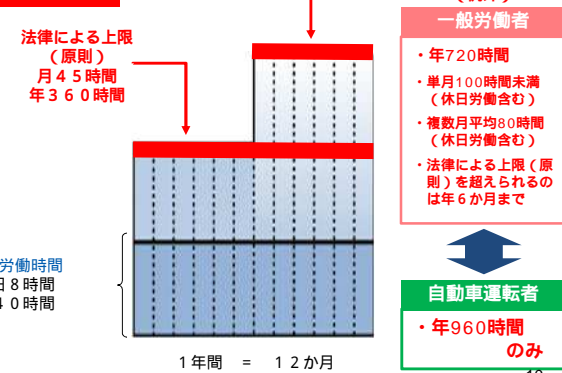
自動車運転業務従事者の上限時間（臨時的な特別な事情の場合）は年960時間とし、将来的な一般則の適用について引き続き検討する旨を附則に規定。

自動車運転業務従事者への上限規制の適用とあわせて改善基準告示についても見直す必要がある。

法改正前



法改正後

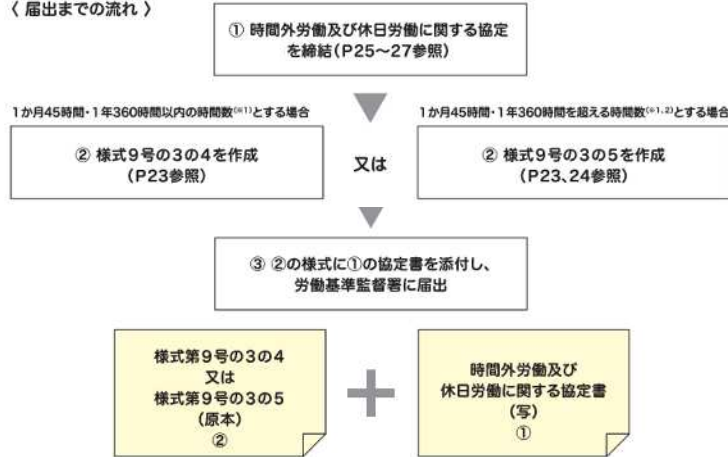


10

3 6 協定届 (時間外労働及び休日労働に関する協定届)

パンフレット「バス運転者の労働時間等の改善基準のポイント」21ページ以降 参照

〈届出までの流れ〉



3 6 協定届 (時間外労働及び休日労働に関する協定届)

パンフレット「バス運転者の労働時間等の改善基準のポイント」23、24ページ 参照

時間外労働及び休日労働に関する協定届(例)(様式第9号の3の5)(限度時間を越える場合(特別条項))⁶¹⁾

様式第9号の3の5 (第70条関係)		時間外労働 休日労働に関する協定届 (特別条項)											
		労働者の種類	労働者数 (以上の者)	2日 (任意)	1ヶ月 (時間外労働の総時間数(61)を算入し、時間数。 ①については100時間未満とする。)				1年 (時間外労働の総時間数。 ①については720時間以内、②については 1000時間以内とする。)				
					限度時間を 越える時間数 (任意)	限度時間を 越える時間数 (任意)	限度時間を 越える時間数 (任意)	限度時間を 越える時間数 (任意)	限度時間を 越える時間数 (任意)	限度時間を 越える時間数 (任意)	限度時間を 越える時間数 (任意)	限度時間を 越える時間数 (任意)	限度時間を 越える時間数 (任意)
① 下記以外の者	契約労働者の雇入及び雇入れの要 求に該当する者のうち、	運行管理者	3人	7時間	7.8時間	4日	60時間	70時間	30%	360時間	420時間	35%	
	子集、非常業務の兼従中	経理事務員	5人	6時間	6.8時間	3日	58時間	68時間	20%	480時間	570時間	35%	
② 自働車の運転の業務に 従事する労働者	契約労働者の雇入及び雇入れの要 求に該当する者のうち、	自働車運転者 (バス)	39人	6時間	6.8時間	3日	70時間	80時間	25%	700時間	870時間	35%	
限度時間を越えて労働させる場合における手続		労働者代表者に対する事前申し入れ											
限度時間を越えて労働させる労働者に対する種別及び 種別を定めるための措置		<input type="checkbox"/> 該当する者(62) (1日以内) 労働者代表者への説明による当該種別の決定、年次労働時間についてまとめた日数確認して取得することを目的とした教育、指導 <input type="checkbox"/> 該当する者(62) (1日以内) 労働者代表者への説明による当該種別の決定、年次労働時間についてまとめた日数確認して取得することを目的とした教育、指導 <input checked="" type="checkbox"/> 上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を算入した時間数は、1ヶ月については100時間未満で交じられず、かつ当該月から6ヵ月までを平均して前月を超過しないこと(自働車の運転の業務に 従事する労働者は除く。) <input checked="" type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)											
協定の成立年月日		〇〇〇〇年〇月〇〇日											
協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の氏名		〇〇〇〇バス労働組合											
協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選任方法(投票による)		〇〇〇〇バス労働組合											
上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。		<input checked="" type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)											
上記労働者の過半数を代表する者、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等を締結することを明令会社に承認される者、選挙の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。		<input checked="" type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)											
〇〇〇〇年〇月〇〇日		協定者 代表取締役 田中 太郎 氏名 労働基準監督署長											

時間外労働の上限規制と改善基準告示（現行、バス）について

時間外労働の上限規制(労働基準法)		改善基準告示(現行、バス)	
一般則	自動車運転業務	時間外労働が可能な時間()	拘束時間
-	-	原則 4時間 最大 7時間	原則 13時間 最大 16時間 (15時間超は週2回以内)
限度時間 45時間	限度時間 45時間	-	-
月平均 80時間 (含・休日労働) 単月 100時間 (含・休日労働)	-	原則 86時間 (含・休日労働) 特例 114時間 (含・休日労働)	原則(月換算) 281時間 特例(月換算) 309時間 (貸切、年16週間以内)
限度時間 360時間	限度時間 360時間	-	-
上限 720時間	上限 960時間	原則 1,040時間 (含・休日労働) 特例 1,144時間 (含・休日労働)	原則(年換算) 3,380時間 特例(年換算) 3,484時間

現行のバスの拘束時間を基に、時間外労働時間が可能な時間(一定の前提の下での平均値)を算出したものであることに留意。

所定労働時間8時間、休憩1時間と仮定して試算
 $(2,080 + 260) \div 12 = 195$ 時間 この平均値との差を「時間外・休日労働が可能な時間」として算出

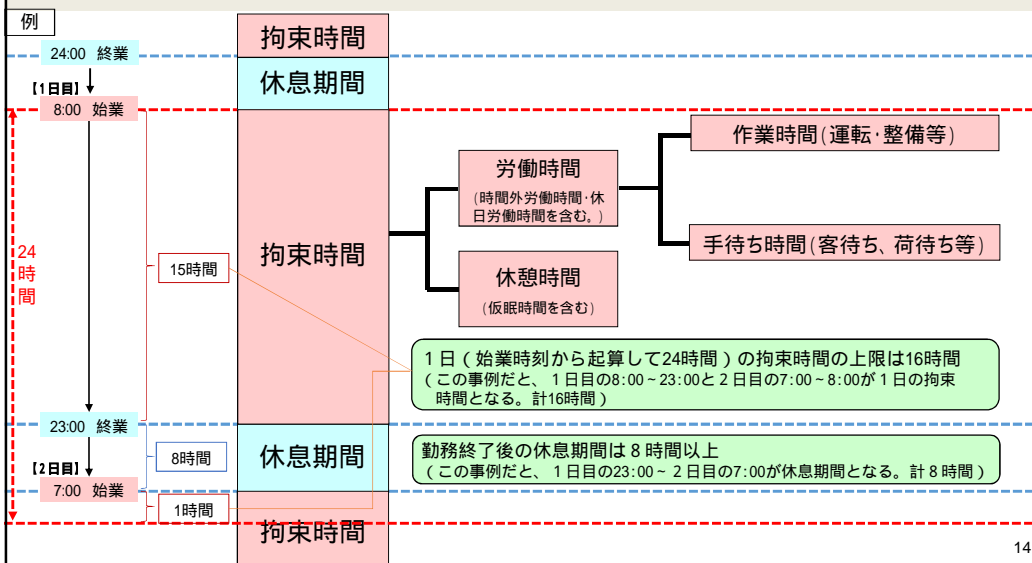
実際に時間外・休日労働が可能となる時間は、休憩時間や所定労働時間の設定、暦の巡り合わせ等により大きく異なりうる。

13

拘束時間と休息期間について

拘束時間とは、労働時間、休憩時間その他の使用者に拘束されている時間をいう。

休息期間とは、使用者の拘束を受けない期間をいう。



14

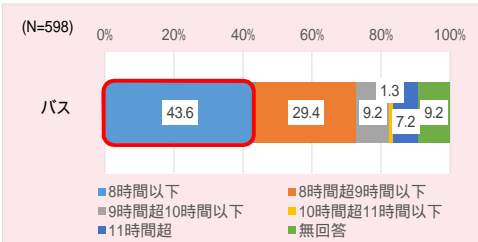
休息期間について（バス）

1日の休息期間について、「8時間以下」と回答した自動車運転者の割合は43.6%であった。

休息期間と睡眠時間の関係性として、「休息期間9時間以下」は6時間以下の睡眠、「休息期間9時間超～11時間以下」は5時間30分超～7時間以下の睡眠、「休息期間11時間超」は7時間30分超～8時間超の睡眠の割合が高かった。

（令和2年度「自動車運転者の労働時間等に係る実態調査事業報告書」（厚生労働省）を加工して作成）

図表 127 休息期間



	睡眠時間									
	全体 (N数)	5時間以下 (%)	5時間超5時間30分以下 (%)	5時間30分超6時間以下 (%)	6時間超6時間30分以下 (%)	6時間30分超7時間以下 (%)	7時間超7時間30分以下 (%)	7時間30分超8時間以下 (%)	8時間超 (%)	無回答 (%)
休息期間	543	48.6	6.3	25.8	3.9	7.4	1.1	4.1	1.7	1.3
8時間以下	261	63.2	6.1	22.6	2.7	2.3	0.0	1.1	0.0	1.9
8時間超9時間以下	176	50.0	9.7	29.0	3.4	5.7	1.1	1.1	0.0	0.0
9時間超10時間以下	55	10.9	0.0	38.2	10.9	25.5	1.8	12.7	0.0	0.0
10時間超11時間以下	8	12.5	0.0	37.5	12.5	25.0	12.5	0.0	0.0	0.0
11時間超	43	9.3	2.3	14.0	2.3	18.6	4.7	23.3	20.9	4.7

15

改正の内容（1か月、4週平均1週当たりの拘束時間）

	現行	改正後
1か月の拘束時間		<p>年間3,300時間かつ1か月281時間を超えない。</p> <p>貸切バス等乗務者()については、労使協定により、年間6か月まで、年間3,400時間を超えない範囲内で、1か月294時間まで延長可。 この場合、1か月281時間を超える月が4か月を超えて連続しない。</p> <p>() 新たに、乗合バスに乗務する者(一時的な需要に応じて追加的に自動車の運行を行う営業所において運転の業務に従事する者に限る。)を対象に追加。</p>
4週平均1週の拘束時間	<p>6.5時間を超えない。</p> <p>貸切バスを運行する営業所において運転の業務に従事する者、貸切バスに乗務する者及び高速バスに乗務する者については、労使協定により、5.2週間のうち1.6週間まで71.5時間まで延長可。</p>	<p>5.2週間3,300時間かつ4週平均1週6.5時間を超えない。</p> <p>貸切バス等乗務者については、労使協定により、5.2週間のうち2.4週間まで、5.2週間3,400時間を超えない範囲内で、4週平均1週6.8時間まで延長可。 この場合、4週平均1週6.5時間を超える週が1.6週を超えて連続しない。</p>

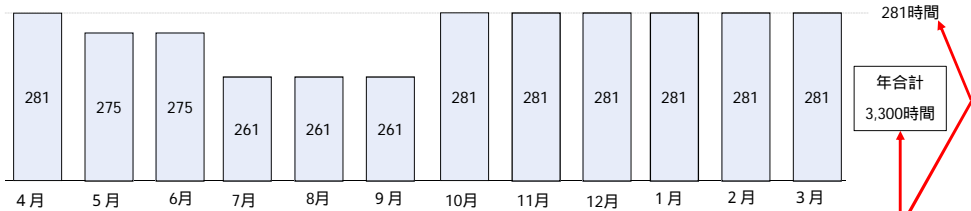
【1か月あたりの拘束時間について】
 法定労働時間、労働した場合の1か月あたりの拘束時間は
 1年間の法定労働時間：4.0時間 × 5.2週 = 2,080時間
 1年間の休憩時間：1時間 × 5日 × 5.2週 = 260時間
 (2,080時間 + 260時間) ÷ 12か月 = 195時間
 3,300時間 - 195時間 = 2,75時間
 2,75時間 - 195時間 = 80時間
 1か月あたり80時間の時間外・休日労働を行わせる場合の水準

この計算は、事業場ごとの所定労働時間や休憩時間の違いや、月の日数の違いを考慮していないため、あくまでも「目安」である。

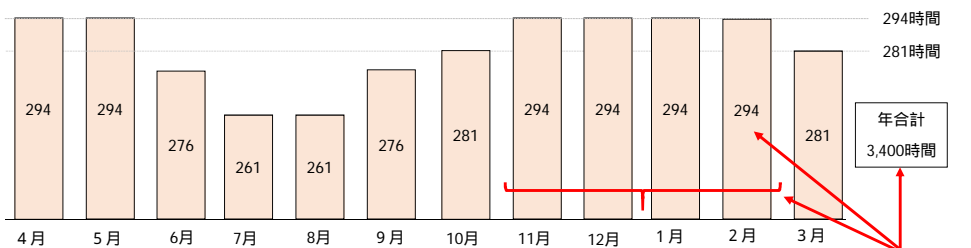
16

改正の内容（1か月、4週平均1週間当たりの拘束時間）

【例1】（改正後、1か月の拘束時間）



【例2】（改正後、1か月の拘束時間、貸切バス等乗務者の場合）



17

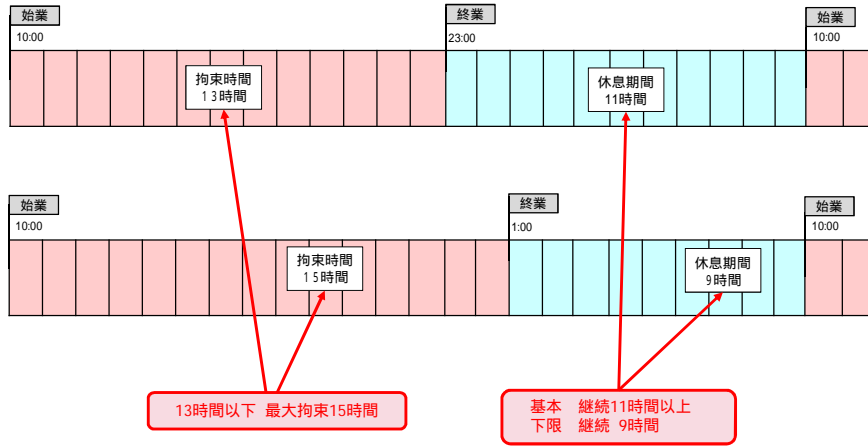
改正の内容（1日の拘束時間・休息期間、運転時間）

	現行	改正後
1日の拘束時間	13時間を超えない。 最大拘束時間は16時間。 15時間を超える回数は、1週間に2回以内。	13時間を超えない。 最大拘束時間は15時間。 14時間を超える回数()をできるだけ少なくするよう努める。 () 満運において、「1週間に3回以内」を目安として示す。
1日の休息期間	勤務終了後、継続8時間以上の休息期間。	勤務終了後、継続1.1時間以上の休息期間を与えるよう努めることを基本とし、継続9時間を下回らない。
運転時間	2日平均1日当たり：9時間を超えない。 4週平均1週当たり：4.0時間を超えない。 貸切バスを運行する営業所において運転の業務に従事する者、貸切バスに乗務する者及び高速バスに乗務する者については、労使協定により、5.2週間2,080時間を超えない範囲内で、5.2週間のうち1.6週間まで、4週平均1週4.4時間まで延長可。	(変更なし) 貸切バス等乗務者については、(以下、変更なし。)
連続運転時間	4時間を超えない。	(変更なし) 高速バス及び貸切バスの高速道路(貸切バスの夜間運行にあっては、高速道路以外も含む。)の実車運行区間においては、概ね2時間までとするよう努める。

18

改正の内容（1日の拘束時間・休息期間）

【例】1日の拘束時間・休息期間（改正後）



19

改正の内容（休息期間の考え方）

現行

○連続 8 時間以上の休息期間

【例】



「基本」である11時間以上の休息期間が確保されるよう、労使の自主的な改善に向けた努力が必要とされる。

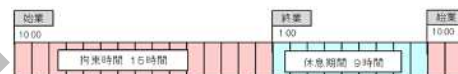
改正後

- 連続 1 1 時間以上の休息期間を
与えるよう努めることを **基本**
- 連続 9 時間を下回らない

基本



上記のような勤務になるよう自主的改善の努力が必要

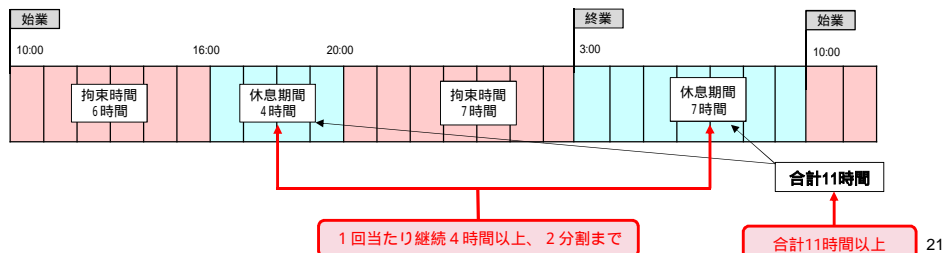


20

改正の内容（特例：分割休息特例）

	現行	改正後
分割休息特例	<p>業務の必要上、勤務終了後、継続8時間以上の休息期間を与えることが困難な場合には、当分の間、一定期間における全勤務回数の2分の1を限度に、休息期間を分割して与えることができる。</p> <p>分割された休息期間は、1回当たり継続4時間以上、合計1.0時間以上でなければならない。</p> <p>一定期間は、原則として2週間から4週間程度とし、業務の必要上やむをえない場合であっても2か月程度を限度とする。</p> <p>分割は、2分割に限らず、3分割も可。</p>	<p>業務の必要上、勤務終了後、継続9時間以上の休息期間を与えることが困難な場合には、当分の間、一定期間における全勤務回数の2分の1を限度に、休息期間を分割して与えることができる。</p> <p>分割された休息期間は、1回当たり継続4時間以上、合計1.1時間以上でなければならない。</p> <p>一定期間は1か月を限度とする。</p> <p>分割は、2分割まで。</p>

【例】（改正後）

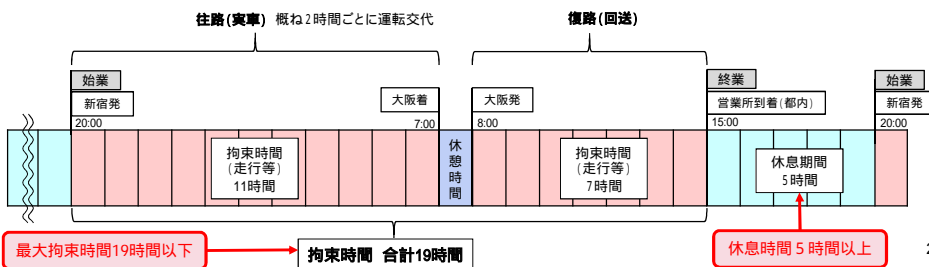


21

改正の内容（特例：2人乗務特例）

	現行	改正後
2人乗務特例	<p>自動車運転者が同時に1台の自動車に2人以上乗務する場合（車両内に身体を伸ばして休息することができる設備がある場合に限る。）においては、最大拘束時間を2.0時間まで延長可。休息期間を4時間まで短縮可。</p>	<p>自動車運転者が同時に1台の自動車に2人以上乗務する場合（車両内に身体を伸ばして休息することができる設備がある場合に限る。）には、ア 運転者のための専用の座席として、身体を伸ばして休息できるリクライニング方式の座席が少なくとも一席以上確保されている場合、最大拘束時間を1.9時間まで延長可。休息期間を5時間まで短縮可。</p> <p>イ 車両内ベッドが設けられている場合や、上記アに掲げる場合であってカーテン等により他の乗客からの視線を遮断する措置が講じられている場合、最大拘束時間を2.0時間まで延長可。休息期間を4時間まで短縮可。</p>

【例】（改正後：リクライニング方式の座席が確保されている場合（アの場合））

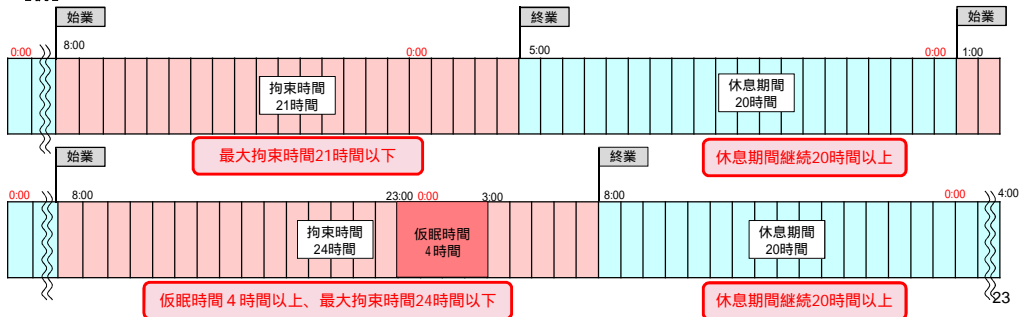


22

改正の内容（特例： 隔日勤務特例）

	現行	改正後
隔日勤務 特例	2 暦日における拘束時間は、2 1 時間を超えない。 事業場内仮眠施設又は使用者が確保した同種の施設において、夜間に 4 時間以上の仮眠時間を与える場合には、2 週間について 3 回を限度に、拘束時間を 2 4 時間まで延長可。 2 週間 1 2 6 時間（2 1 時間× 6 勤務）を超えない。 勤務終了後、継続 2 0 時間以上の休息期間。	（変更なし）

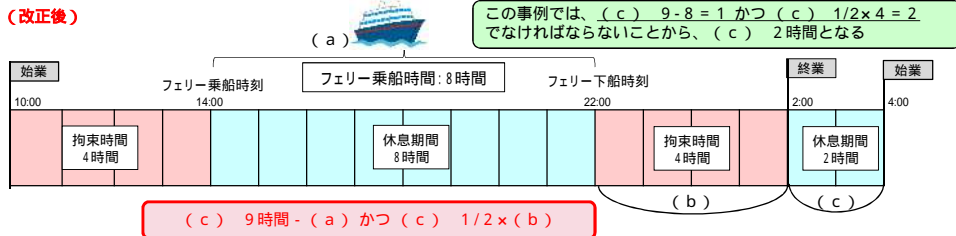
【例】



改正の内容（特例： フェリー特例、休日労働）

	現行	改正後
フェリー 特例	フェリー乗船時間のうち 2 時間については拘束時間として取り扱い、その他の時間は休息期間として取り扱う。 フェリー乗船時間が 2 時間を超える場合には、与えるべき休息期間の時間から、フェリー乗船中の休息期間について減ずることができる。 ただし、減算後の休息期間は、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の 2 分の 1 を下回ってはならない()。 () 2 人乗務の場合を除く。	フェリー乗船時間(a)は、原則として、休息期間として取り扱う。 与えるべき休息期間の時間から、フェリー乗船中の休息期間について減ずることができる。 ただし、減算後の休息期間(c)は、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間(b)の 2 分の 1 を下回ってはならない()。 () 2 人乗務の場合を除く。

【例】（改正後）



	現行	改正後
休日 労働	2 週間について 1 回を超えない。	（変更なし）

改正の内容（例外的な取扱い（新設））

【例外的な取扱い（新設）】

【予期し得ない事象に遭遇した場合】

事故、故障、災害等、通常予期し得ない事象に遭遇し、一定の遅延が生じた場合には、客観的な記録が認められる場合に限り、1日の拘束時間、運転時間（2日平均）、連続運転時間の規制の適用に当たっては、その対応に要した時間を除くことができる。ただし、勤務終了後は、通常どおりの休息期間（ ）を与える。

（ ） 休息期間は、勤務終了後、継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、継続9時間を下回らない。

（具体的な事由）

- ア 運転中に乗務している車両が予期せず故障した場合
- イ 運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航した場合
- ウ 運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖された場合、道路が渋滞した場合
- エ 異常気象（警報発表時）に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となった場合

【軽微な移動の必要が生じた場合】

緊急通行車両等、他の車両の通行の妨げを回避するなど、運行計画上新定していた位置で駐車又は停車しているときに軽微な移動を行う必要がある場合には、記録が認められる場合に限り、一の連続運転時間当たり30分を限度として連続運転時間から除くことができる。

【適用除外業務】

改善基準告示の適用除外業務に、「一般乗用旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業」において、災害対策基本法等に基づき、都道府県公安委員会から緊急通行車両であることの確認、標章及び証明書の交付を受けて行う緊急輸送の業務を加える。

25

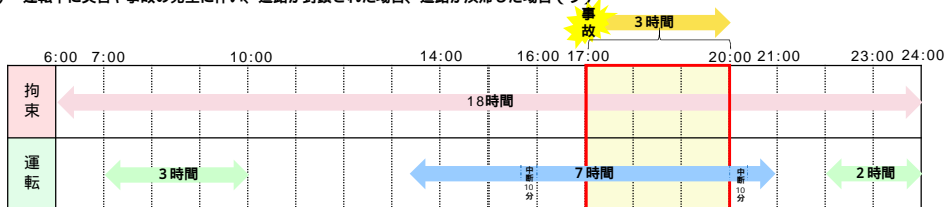
予期し得ない事象の考え方について（バス）

- ▶ 事故、故障、災害等、通常予期し得ない事象に遭遇し（ア～エに掲げる場合に限る）、一定の遅延が生じた場合には、客観的な記録が認められる場合に限り、1日の拘束時間、運転時間（2日平均）、連続運転時間の規制の適用に当たっては、その対応に要した時間を除くことができることとする。ただし、勤務終了後は、通常どおりの休息期間（ ）を与えるものとする。

（ ） 休息期間は、勤務終了後、継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、継続9時間を下回らないものとする。

- ア 運転中に乗務している車両が予期せず故障した場合
- イ 運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航した場合
- ウ 運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖された場合、道路が渋滞した場合
- エ 異常気象（警報発表時）に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となった場合

（例） 運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖された場合、道路が渋滞した場合（ウ）



- 拘束時間 $18時間 - 3時間 = 15時間$ （1日の拘束時間の基準を満たす）
（ただし、賃金支払いの対象とすべき労働時間は、18時間 - 休憩時間）
- 運転時間 $12時間 - 3時間 = 9時間$ （前後の日のいずれかが9時間以下なら基準を満たす）
- 連続運転時間 $7時間 - 3時間 = 4時間$ （連続運転時間（4時間以下）の基準を満たす）

考え方

- ▶ 予期し得ない事象に対応した時間について、1日の拘束時間、運転時間、連続運転時間から除くことができるが、1年・1か月の拘束時間から除くことはできない。
- ▶ 予期し得ない事象に対応した場合、勤務終了後は、通常どおりの休息期間を与える必要がある。

26

軽微な移動の考え方について（バス）

緊急通行車両等、他の車両の通行の妨げを回避するなど、運行計画に予定していた位置で駐車又は停車しているときに軽微な移動を行う必要がある場合には、記録が認められる場合に限り、一の連続運転時間当たり30分を限度として連続運転時間から除くことができることとする。

「連続運転時間（1回が連続10分以上で、かつ、合計が30分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。）は、4時間を超えないものとする。」（改善基準告示第4条第1項第5号、第5条第1項第5号）

運行時間	2時間				1時間半					
	2時間	12分	6分	2分	1時間半	15分	10分	8分	14分	10分
現行	運転	中断	運転	中断()	運転	中断	運転	中断()	運転	違反
改正後	運転	中断	運転 (軽微な移動)	中断()	運転	中断	運転 (軽微な移動)	中断()	運転 (軽微な移動)	A

() 10分未満の場合は、連続運転における「運転の中断」にカウントされない。

考え方

- いったん駐車又は停車した状態から移動を開始する場合に限る。
- 一の連続運転時間(運転を開始してから、合計30分以上の「運転の中断」により連続運転時間が終了するまでの間をいう。以下同じ。)当たり合計30分までとし、一回当たりの下限時間は設けない。
- 一の連続運転時間につき、「軽微な移動」が合計30分を超えた場合は、超過分の時間(上記図のA)は通常通り連続運転時間として合算される。
- 連続運転時間からは除外できるが、労働時間には該当し、拘束時間及び運転時間の規制の適用に当たっては除外されない。
- 合計30分以上の「運転の中断」により連続運転時間がリセットされた場合は、「軽微な移動」も新たにカウントが開始されることとなる。

27

自動車運転者の労働時間等の改善のための基準に係る適用除外業務について

現行では、**貨物自動車運送事業のみ**、以下のとおり適用除外対象業務が定められている。
今回の改正により、**バスにおいても下記1(1)の業務を適用除外対象業務とすることとされた。**

自動車運転者の労働時間等の改善のための基準に係る適用除外業務について（平成9年3月26日基発第201号）

1 適用除外対象業務

貨物自動車運送事業における次の業務とする。

- (1) 災害対策基本法及び大規模地震特別措置法に基づき、都道府県公安委員会から緊急通行車両であることの確認、標章及び証明書の交付を受けて行う緊急輸送の業務
- (2) 消防法に基づき、関係消防機関に移送計画を届け出て行うアルキルアルミニウム、アルキルリチウム及びこれらの含有物のタンクローリーによる運送の業務
- (3) 高圧ガス保安法に基づき、事業所の所在地を管轄する通商産業局長に移動計画書を届け出、その確認を受けて行う可燃ガス、酸素、毒性ガス等の高圧ガスのタンクローリーによる運送の業務
- (4) 火薬類取締法に基づき、都道府県公安委員会に運搬に関する計画を届け出、運搬証明書の交付を受けて行う火薬、爆薬等の火薬類の運送の業務
- (5) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づき、運輸大臣の確認を受け、かつ、都道府県公安委員会に運送計画を届け出て行う核燃料物質等及び放射性同位元素等の運送の業務

2 上記1の業務に従事する期間を含む1か月の拘束時間及び2週間の運転時間の上限

上記1の業務に従事しない期間については改善基準が適用されるが、この業務に従事する期間を含む1か月の拘束時間及び2週間の運転時間の上限は次のとおりである。

(1) 1か月の拘束時間については、次の式により計算した時間を超えないものとする。

$$\{(\text{上記1の業務に従事した月の日数}) - (\text{上記1の業務に従事した日数})\} \div (\text{上記1の業務に従事した月の日数}) \times (\text{上記1の業務に従事した月の拘束時間})$$

(2) 2週間の運転時間の上限は、次の式により計算した時間を超えないものとする。

$$[14 \cdot (\text{上記1の業務に従事した日数})] \div 14 \times 88$$

3 届出書又はその写の備え付け等

上記1の業務を行うに当たっては、適用除外業務に該当することが明らかとなる関係法令に基づく各種行政機関への届出書又はその写を事業場への備え付け及び自動車運転者ごとの下記の業務に従事した期間が明らかとなる記録の整備が必要である。

また、上記1の業務に従事する期間の直前において改善基準に定める休息期間を与えなくてはならないことはもとより、当該業務に従事する期間の直後においても継続8時間以上の休息期間を与えることが要請されるものである。

28

緊急通行車両について

大震災等の大規模災害等が発生した場合、災害対策基本法等に基づく交通規制が実施され、車両の通行が禁止される。ただし、災害応急対策等に従事する車両は、緊急通行車両として都道府県公安委員会から確認を受けると、標章及び証明書が交付され、標章を車両に掲示することで規制区間を通行することができる。

緊急通行車両

災害対策基本法に定める緊急通行車両は、次に掲げるものである。

- 一 道路交通法第39条第1項の緊急自動車
(例) バトカー、救急車、消防車等
- 二 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両
(例) 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両、医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両、患者等搬送用車両(特別な構造又は装置があるものに限る。)、建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両、燃料を輸送する車両(タンクローリー)、路線バス・高速バス、営繕車、一定の物資を輸送する大型貨物自動車
交通容量に余裕が見られる場合は、大型貨物自動車、事業用自動車等

事前届出制度 緊急通行車両に該当し、所定の要件を満たす車両については、事前に届出をすることができる。あらかじめ審査を受けておくことで、災害発生後の混乱した状況でもスムーズに標章の交付を受けることができる。

緊急通行車両等事前届出書

標章



証明書

29

2023年4月1日から 月60時間を超える 時間外労働の割増賃金率は50%です

2023年3月31日まで

月60時間超の残業割増賃金率
大企業は50%
中小企業は25%

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%



2023年4月1日から

月60時間超の残業割増賃金率
大企業、中小企業ともに50%
中小企業の割増賃金率を引上げ

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

30